

(提出年月日) 令和3年8月31日

(提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

学校給食費無償化に向けた千葉県独自の助成制度の創設を求める
意見書(案)

学校給食は「食育」として位置づけられた教育活動の一環である。本来は、「義務教育は、これを無償とする」としている憲法第26条に基づき、国の責任で全国一律に学校給食費を無償とするのが筋である。

しかし、多くの地方自治体では「子育て支援」や「少子化対策」、「子どもの貧困対策」などの観点から、独自の制度として学校給食費の無償化に取り組んでいるのが現状である。

本市においても多くの市民の願いに応じて、2022年1月より3子以降の学校給食費無償化を開始することになった。すでに、県内幾つかの地方自治体では、保護者の負担を軽減し「子育てしやすい自治体にしたい」、「子どもの成長・発達にとって重要な時期に栄養バランスの取れた食事を提供したい」など、子どもを大切にしまちづくりをとの思いから、学校給食費への助成を実施してきている。

ところが、千葉県内には、財政面での困難から実施できずにいる地方自治体が多くあり、子どもの成長・発達を保障する子育て支援策に、居住地によって格差が生まれるようなことは避けるべきである。格差を是正するためには、千葉県として学校給食費に対する助成制度を設け、市町村への財政的支援を実施することが必要である。

よって、本市議会は千葉県に対し、学校給食費無償化に向けた県独自の助成制度の創設を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

千葉市議会

(提出年月日) 令和 3 年 8 月 3 1 日

(提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

教員免許更新制度の廃止と教員の業務軽減を求める意見書 (案)

本年 3 月、国会において小学校の学級編成の標準を 40 人から 35 人学級へ段階的に引き下げる法律案が可決・成立した。少人数学級について文部科学省の萩生田大臣は、将来を担う子どもたちへの投資であり、その成果を中学校、高校へとつなげていくため引き続き全力で取り組むと表明している。

ところが、少人数学級を支えるための教員の不足は極めて深刻で、産休・育休・病休の教員に代わる臨時教員も見つからない事態が生じている。その大きな要因は、教員の異常な勤務実態にある。教員は、教育の専門家として子どもたちと向き合うだけでなく、保護者対応、部活指導、各種計画書や報告書の作成など多忙を極めている。

さらに、教員免許更新制度も教員不足に拍車をかけている。免許更新のためには、10 年に一度、30 時間程度の更新講習が必須とされ、受講しなければ教員免許が失効することになる。この更新制度があることにより、新卒者が教員免許を持っていても教員採用試験の受験を敬遠したり、50 歳代の教員が免許更新を諦め中途退職を選択したりするなどの事態が多発している。免許更新制度は、「教員の負担を増やし、教員不足の一因にもなっている」と多くの教育関係者が批判し、政府の中央教育審議会においても制度存廃の議論がなされている。

今後、中学校・高校でも少人数学級を実施していくためには、教員数の確保が必要である。同時に、教員が「教育の専門家」としての誇りを持って、広い教養や深い知識を探究できるような労働環境の抜本的改善が不可欠である。

よって、本市議会は国に対し、教員免許更新制度の廃止と教員の業務軽減を強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

千葉市議会

(提出年月日) 令和3年8月31日

(提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう
求める意見書(案)

沖縄防衛局は、米軍辺野古新基地建設による海域埋め立てのため、沖縄本島南部から埋め立て用の土砂を採取する計画を進めている。沖縄本島南部は、去る沖縄戦で多くの将兵・住民が戦火に倒れ、いまだに遺骨が残されている地域である。現在もボランティアによる遺骨収集が続く沖縄戦跡国定公園内にある発掘現場も、埋め立て用の採石場予定地とされている。

沖縄本島南部地域は、「鉄の暴風」と言われたほどの激しい空襲や艦砲射撃を受けたことから破砕された遺骨が多いとされており、犠牲者の遺骨が今も眠る特別な場所である。

糸満市摩文仁の平和祈念公園内にある「平和の礎」には、国籍や軍人、民間人の区別なく沖縄戦などで亡くなられた24万1,632名の氏名が刻銘され、千葉県から派兵され亡くなった1,622人の名前も刻まれている。

このような静かに慰霊すべき地で、これからも遺骨収集を続ける必要がある場所から土砂を運び出し、埋め立て用として海に投げ込むようなことは人道上から許されることではない。

よって、本市議会は国に対し、下記の事項を強く要望するものである。
記

1 悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋め立てに使用しないこと。

2 日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情に鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により、政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

千葉市議会

(提出年月日) 令和3年8月31日

(提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

重要土地等調査規制法の撤廃を求める意見書(案)

本年6月16日、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び規制等に関する法律(重要土地等調査規制法)が成立した。

同法は、米軍基地や自衛隊駐屯地、原子力発電所等の重要施設と国境にある離島について、それぞれが果たしている機能が阻害される事態を防ぐことを目的としている。内閣総理大臣は、重要施設の周囲おおむね1,000メートルと国境離島等を「注視区域」に、このうち司令部を置く基地など特に重要とみなすものを「特別注視区域」に指定し、これらの区域にある土地及び建物の所有者等の情報を収集し、必要に応じ利用状況に関する報告を求めることができるとされている。

政府はこの調査について、調査事項は、氏名、住所、国籍などと、調査方法は、現地・現況調査、不動産登記簿等の公簿収集などと説明しているが、それらに限られる保証はない。思想信条、職歴、家族・交友関係等が調べられ、憲法が保障するプライバシー権や思想及び良心の自由が侵害されるおそれがある。同法は「個人情報保護に十分配慮」としているが、努力規定にすぎず、恣意的運用に対する歯止めにはならない。

調査の実施機関は限定されておらず、公安調査庁や警察、自衛隊が行うことも可能であり、米軍基地や原子力発電所等に反対する住民の監視、反対運動の抑え込みにつながる危険もある。

同法では、調査の結果、重要施設や国境離島等の「機能を阻害する行為」やその「明らかなおそれ」がある場合、内閣総理大臣による利用中止勧告・命令ができ、応じなければ罰金を科し、さらに「特別注視区域」では、一定面積以上の売買について、氏名、住所、国籍、利用目的等の事前の届け出を義務付けている。これは個人の財産権や経済活動に制約をもたらすものとなる。

政府は、2020年2月の衆議院予算委員会で、2013年度以降、2度にわたり全国約650の米軍・自衛隊基地の隣接地を調査した結果、「現時点で防衛施設周辺の土地の所有によって自衛隊の運用等に支障が起きていることは確認されていない」と答弁しており、同法の必要性を

裏付ける根拠はない。

この法律が、国民への監視を強化し、基本的人権を侵害するおそれのあることは明白である。

よって、本市議会は国に対し、重要土地等調査規制法の撤廃を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

千 葉 市 議 会

(提出年月日) 令和3年8月31日

(提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

旧東京帝国大学第二工学部木造校舎の解体を中止し文化財として保存・活用するよう求める意見書(案)

本市稲毛区弥生町に現存する旧東京帝国大学第二工学部の木造校舎2棟について、東京大学では、これらを解体し、千葉大学と一部の土地を交換した上で、敷地を開発業者へ売却する計画があると報道されている。

旧東京帝国大学第二工学部は、アジア・太平洋戦争開戦直後の1942年4月、時局柄、軍事研究を含む工学技術者養成の要望の高まりを受けて開学した。周辺には、鉄道第一連隊や陸軍兵器補給廠などのほか、千葉陸軍戦車学校や千葉陸軍防空学校などもあり、「軍都千葉」における研究・教育機関の一つとして位置づけられるものである。

戦後は、千葉大学西千葉キャンパスと東京大学生産技術研究所附属千葉実験所の敷地となったが、戦前期に建てられた建造物の多くは既に失われたため、現存する木造校舎2棟は「軍都千葉」を象徴する大変貴重な歴史的建造物となっている。戦争遺跡としては、千葉県指定有形文化財の旧鉄道連隊材料廠煉瓦建築や国登録有形文化財の旧鉄道第二連隊表門などわずかししか現存しておらず、木造校舎2棟は、戦争と地域社会の歴史を今に伝える貴重な文化遺産である。

さらに、伝統的な大工技術を駆使している点や、戦前期の建築様式(モダニズムの影響)や機械式換気設備を備えたドラフト・チャンバーなど、建築学や科学技術史の観点からも貴重な建造物との評価がされており、歴史学や建築学を初めとする多様な学問的見地からも重要な遺産である。

報道されているように、開発業者への売却で解体されることになれば、本市に存在する貴重な歴史的遺産を失うことになる。

よって、本市議会は国等に対し、下記の事項を強く要望するものである。

記

- 1 旧東京帝国大学第二工学部木造校舎2棟の解体を中止すること。
- 2 関係機関や学協会と連携して、総合的な学術調査を実施すること。
- 3 専門家や地域住民などの意見も踏まえ、文化財として保存・活用の方策を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

千 葉 市 議 会